



清流

平成30年3月
静岡市第5支部
共同実施だより
第53号

静岡市定期監査報告について

昨年9月15日～10月31日に清水区の小中学校46校を対象に行われた市の定期監査について、監査委員より結果が報告されました。指摘及び指導事項は次のとおりです。

指摘事項

法令・条例・規則等に違反している事項、又は経済性・効率性・有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表される。

※ 本監査に当たった学校の施設の管理状況に関する指摘が1件ありましたが、当該校にはなく、所管の教育施設課に対しての指摘だったので、ここでは省略します。

指導事項

「指摘事項」には至らない軽微な事項ではあるものの、改善すべき事項。公表はされないが、監査委員から教育委員会へ通知し、対応状況の報告が求められる。

① 学校施設の目的外使用許可等の状況

◇ 目的外使用許可等の「一時的使用（2日以内）」は、申請に基づいて校長の決裁を経て許可することとなっているが、校長の決裁がなく、教頭の確認印のみで許可されていた。

② 備品の管理状況

◇ 寄付物品も備品登録のうえ管理することとなっているが、登録漏れの寄付物品（図書）があった。

③ 薬品類の管理状況

◇ 薬品管理簿には、点検時においても残量を記載することとなっているが、一部の未使用薬品について残量の記載漏れがあった。

④ 個人情報の管理状況

◇ USBメモリとiPadの貸出簿が、一部鉛筆書きとなっていた。

⑤ 施設・器具等の管理状況

◇ プールサイドのベンチの一部が、経年劣化により腐食していた。
◇ AEDの点検結果は、保健日誌に記載することにより管理していたが、点検結果の記載が漏れている日があった。

⑥ 学校内における危機管理体制

◇ 学校内における事故について、発生（発覚）後1週間以内に事故報告書を作成し、市教育委員会に提出することとなっているが、特別な理由がないにもかかわらず提出が遅延していたものがあった。



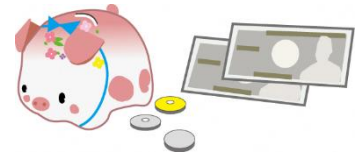
定期監査の指摘・指導事項以外にも、**突風によるハンドボールゴール転倒（未固定、生徒負傷）、生徒による水銀持ち出しと土壤汚染、校舎内での早朝のボヤ（窓の鍵が開いていたとの報道アリ）**といった管理上の問題が今年になってから立て続けに発生・発覚しました。

特に**平成30年度は、3年に一度の定期監査が5支部に当たる年**です。児童・生徒の安全のため、『危機管理等状況確認シート』により学校の体制を今一度確認して、課題の解消に努めましょう！！



※※※ 裏面もあります！ ※※※

旧県費教職員の給与改正について



静岡市議会2月定例会で、静岡市立小中学校の教職員の給与改正が議決されました。主な改正点は以下のとおりです。

【平成29年度改正の主な内容】

- (1) 給料表（平成29年4月1日適用）
平均改定率 **0.2%引き上げ**
- (2) 給料月額の特例（平成29年4月1日適用）
給料月額に乗じる率 **1.89%**

給与制度の見直しを実施するまでの間、
現給保障として現在の県の水準を維持

(3) 勤勉手当（平成29年12月1日適用）

再任用以外の一般職員は **0.1月引き上げ**（期末手当と合わせて、4.3月 ⇒ **4.4月**）

	手 当	6月期	12月期	年 間
平成29年度 （改定前）	期 末 手 当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤 勉 手 当	0.850月	0.850月	1.70月
	合 計	2.075月	2.225月	4.30月
平成29年度 （改定後）	期 末 手 当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤 勉 手 当	0.850月	0.950月	1.80月
	合 計	2.075月	2.325月	4.40月
平成30年度以降	期 末 手 当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤 勉 手 当	0.900月	0.900月	1.80月
	合 計	2.125月	2.275月	4.40月

再任用の一般職員は **0.05月引き上げ**（期末手当と合わせて、2.25月 ⇒ **2.3月**）

	手 当	6月期	12月期	年 間
平成29年度 （改定前）	期 末 手 当	0.650月	0.800月	1.45月
	勤 勉 手 当	0.400月	0.400月	0.80月
	合 計	1.050月	1.200月	2.25月
平成29年度 （改定後）	期 末 手 当	0.650月	0.800月	1.45月
	勤 勉 手 当	0.400月	0.450月	0.85月
	合 計	1.050月	1.250月	2.30月
平成30年度以降	期 末 手 当	0.650月	0.800月	1.45月
	勤 勉 手 当	0.425月	0.425月	0.85月
	合 計	1.075月	1.225月	2.30月

(4) 差額の支給

上記(1)～(2)及びそれに伴う教職調整額・地域手当・時間外勤務手当・へき地手当・へき地手当に準ずる手当の差額11ヶ月分（29年4月～30年2月）と、上記(3)の差額の合計額が、給与の一般口座もしくは定額口座のいずれかに振り込まれます。

差額支給予定日は…

3月20日（火）

